



市章

大津市公報

令和5年4月1日
号外(第19号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則	
13	大津市個人情報保護法等施行細則…………… 1
○ 告 示	
67	平成17年告示第110号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について)の廃止……………29
○ 企業局管理規程	
2	大津市個人情報保護法等の施行に関する企業局管理規程……………29
○ 消防局訓令	
1	大津市個人情報保護法等の施行に関する消防局規程……………29
○ 教育委員会規則	
1	大津市個人情報保護法等の施行に関する教育委員会規則……………29
○ 教育委員会告示	
2	教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて……………30
3	平成26年教育委員会告示第8号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について)の廃止……………30
○ 監査委員規程	
1	大津市個人情報保護法等の施行に関する監査委員規程……………30
○ 監査委員告示	
5	監査委員の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて……………31
○ 選挙管理委員会規程	
1	大津市個人情報保護法等の施行に関する選挙管理委員会規程……………31
○ 選挙管理委員会告示	
17	選挙管理委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて……………31
○ 農業委員会規則	
1	大津市個人情報保護法等の施行に関する農業委員会規則……………32
○ 農業委員会告示	
6	農業委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて……………32
○ 固定資産評価審査委員会規程	
1	大津市個人情報保護法等の施行に関する固定資産評価審査委員会規程……………32
○ 固定資産評価審査委員会告示	
2	固定資産評価審査委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて……………33
○ 議会議長告示	
1	大津市議会個人情報保護条例施行規程……………33
2	市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会局職員に充てることについて……………63

規 則

大津市個人情報保護法等施行細則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市個人情報保護法等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、様式第1号によるものとする。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）とする。

(開示請求に対する決定の通知等)

第4条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第6号）により行うものとする。

(開示決定等の期限延長の通知)

第5条 条例第3条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第6条 条例第4条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

(開示請求の事案の移送の通知)

第7条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第8条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第86条第1項又は第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に係る意見書（様式第11号）とする。

3 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（様式第12号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第9条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧又はその写しの交付

(2) 電磁的記録を実施機関が保有する機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複写した物の交付

(保有個人情報の開示の実施)

第10条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示（送付により写しを交付する場合を除く。）の実施は、開示を受ける者から提出された保有個人情報の開示の実施方法等申出書の内容を勘案して、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、保有個人情報が記録された公文書を閲覧、視聴又は聴取する者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損することのないよう丁寧に取り扱いなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者があるときは、その者に対し、職員をして、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することができる。

4 法第87条第1項に規定する文書又は図画に係る写し並びに前条各号に規定する電磁的記録に係る複写した物及び写しの交付数は、それぞれ1とする。

(訂正請求書)

第11条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）とする。

(訂正請求に対する決定の通知)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)により行うものとする。
(訂正決定等の期限延長の通知)

第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第14条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第17号)により行うものとする。

(訂正請求の事案の移送の通知)

第15条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第18号)により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第16条 法第97条の規定による通知は、提供先保有個人情報訂正決定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第20号)とする。

(利用停止請求に対する決定の通知)

第18条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第21号)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第22号)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第19条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第23号)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第20条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第24号)により行うものとする。

(審査会諮問通知書)

第21条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第25号)により行うものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 大津市個人情報保護条例施行規則(平成16年規則第28号)は、廃止する。

様式第1号 (第2条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当する個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

様式第3号 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示する保有個人情報の利用目的	
3 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
4 開示の実施の方法等	(1) 窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間 年 月 日から 年 月 日まで (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。) 時間 場所 (2) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用
5 担当課(室)等	大津市 課(室) 電話番号 - -
備考	

様式第4号 (第4条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 不開示とした部分とその理由	
3 開示する保有個人情報の利用目的	
4 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
5 開示の実施の方法等	(1) 窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間 年 月 日から 年 月 日まで (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。) 時間 場所 (2) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用
6 担当課(室)等	大津市 課(室) 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第5号 (第4条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしない理由	
3 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
4 担当課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 - -
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号 (第4条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所 (居所) 〒 -

氏名

電話番号 - -

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号

日 付 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	
<input type="checkbox"/> 複写したものの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	

3 開示の実施を希望する日時 (窓口における開示の実施を希望する場合)

年 月 日 (午前・午後) 時 分

※ 同封の保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書に記載した期間内の午前9時から午後5時までの間で、希望する日時を記載してください。

4 「写しの送付」の希望の有無

有 無

<本件連絡先>

大津市 課 (室)

電話番号 - -

様式第7号 (第5条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、大津市個人情報保護法施行条例第3条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課(室)等	大津市 課(室) 電話番号 - -
備 考	

様式第 8 号 (第 6 条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、大津市個人情報保護法施行条例第 4 条の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 条例第 4 条の規定 (開示決定等の期限の特例) を適用する理由	
4 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
5 担 当 課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 - -
備 考	

様式第9号 (第7条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 移送をした行政機関の長等及びその担当課室等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 所在地 電話番号 — —
4 移送を受けた行政機関の長等及びその担当課室等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 所在地 電話番号 — —
5 移 送 を し た 日	年 月 日
6 移 送 を し た 理 由	
7 この通知に係る問合せ先	大津市 課(室) 電話番号 — —
備 考	

様式第10号 (第8条関係)

保有個人情報の開示請求に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

大津市長



個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおりあなたに関する情報が含まれた保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、同法第86条 第 1 項
第 2 項 の規定により意見の照会を行いますので、当該保有個人情報を開示することについて意見がある場合は、提出期限内に別紙「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を提出してください。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
4 意見書の提出期限	年 月 日
5 意見書の提出先及び問合せ先	〒 - 所在地 大津市 課 (室) 電話番号 - -
備 考	

様式第11号 (第8条関係)

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

〒 -

氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称並びに代表者の職名及び氏名)

電話番号 (- -)

年 月 日付け 第 号で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示に関する意見	<p>(1、2のうち該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)</p> <p>1 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p>2 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障 (不利益) がある部分</p> <p>(2) その理由</p>

(注) 必要に応じ、意見の内容を裏付ける資料やこの様式に書ききれない場合は別紙を添付してください。

様式第12号 (第8条関係)

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで照会しましたあなたに関する情報が含まれている保有個人情報を開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（第86条第3項、第107条第1項において準用する第86条第3項）の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示するあなたに関する情報の内容	
3 開 示 の 理 由	
4 開 示 決 定 年 月 日	年 月 日
5 開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
6 担 当 課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第13号 (第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所 (居所) 〒 -

氏名

電話番号 - -

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 訂正請求に係る保有個人情報の内容 (保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)	
3 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
4 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
5 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合は、上記に加え住民票の写し等を添付してください。
6 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
7 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 職員記入欄

担当課 (室) 等受付印	窓口受付印	收受番号	收受年月日
		号	年 月 日

様式第14号 (第12条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
4 訂正決定の内容及びその理由	(訂正内容) (訂正理由)
5 担当課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 — —
備考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第15号 (第12条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 訂正をしない理由	
4 担当課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第16号 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	<p style="text-align: right;">年 月 日 收受番号 号</p>
3 延長後の決定期間	<p style="text-align: right;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
4 延長の理由	
5 担当課 (室) 等	<p>大津市 課 (室) 電話番号 — —</p>
備 考	

様式第17号 (第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
4 訂正決定等をする期限	年 月 日
5 担当課（室）等	大津市 課（室） 電話番号 — —
備 考	

様式第18号 (第15条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 移送をした行政機関の長等及びその担当課室等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 所在地 電話番号 — —
4 移送を受けた行政機関の長等及びその担当課室等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 所在地 電話番号 — —
5 移 送 を し た 日	年 月 日
6 移 送 を し た 理 由	
7 この通知に係る問合せ先	大津市 課(室) 電話番号 — —
備 考	

様式第19号 (第16条関係)

提供先保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



(他の行政機関の長等) に提供している保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、次のとおり通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正決定の内容及びその理由	(訂正内容) (訂正理由)
5 担当課(室)等	大津市 電話番号 — — 課(室)
備 考	

様式第20号 (第17条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所 (居所) 〒 -

氏名

電話番号 - -

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 (保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)	
3 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)
4 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
5 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合は、上記に加え住民票の写し等を添付してください。
6 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
7 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 職員記入欄

担当課 (室) 等受付印	窓口受付印	收受番号	收受年月日
		号	年 月 日

様式第21号 (第18条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 保有個人情報利用停止請求書の の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
4 利用停止の内容及びその理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
5 担当課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第22号 (第18条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報利用停止請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 利用停止をしない理由	
4 担当課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第23号 (第19条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報利用停止請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 - -
備 考	

様式第24号 (第20条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報利用停止請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
4 利用停止決定等をする期限	年 月 日
5 担 当 課 (室) 等	大津市 課 (室) 電話番号 — —
備 考	

様式第25号 (第21条関係)

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けの審査請求について、次のとおり大津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等	
3 審査請求日等	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問をした年月日	年 月 日
5 担当課(室)等	大津市 課(室) 電話番号 - -
備 考	

告 示

大津市告示第67号

平成17年告示第110号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について)は、廃止する。

令和5年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第2号

大津市個人情報保護法等の施行に関する企業局管理規程を次のように定める。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

大津市個人情報保護法等の施行に関する企業局管理規程

大津市企業局の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大津市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第43号)の施行については、大津市個人情報保護法等施行細則(令和5年規則第13号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(大津市個人情報保護条例の施行に関する企業局管理規程の廃止)
- 大津市個人情報保護条例の施行に関する企業局管理規程(平成16年企業局管理規程第14号)は、廃止する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第1号

大津市個人情報保護法等の施行に関する消防局規程を次のように定める。

令和5年4月1日

大津市消防局長 山 川 真 也

大津市個人情報保護法等の施行に関する消防局規程

大津市消防局の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大津市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第43号)の施行については、大津市個人情報保護法等施行細則(令和5年規則第13号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
(大津市個人情報保護条例の施行に関する消防局規程の廃止)
- 大津市個人情報保護条例の施行に関する消防局規程(平成16年消防局訓令第2号)は、廃止する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市個人情報保護法等の施行に関する教育委員会規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第1号

大津市個人情報保護法等の施行に関する教育委員会規則

大津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大津市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第43号)の施行については、大津市個人情報保護法等施行細則(令和5年規則第13号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(大津市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則の廃止)
- 2 大津市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則 (平成16年教育委員会規則第8号) は、廃止する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第2号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。) の施行に係る次の事務を市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員に補助執行させる。なお、平成16年教育委員会告示第4号 (教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて) は、廃止する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

- (1) 法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求 (第5号において「開示請求」という。) の受付に関する事。
- (2) 法第87条の規定による保有個人情報の開示の実施 (送達によるものを除く。) に関する事。
- (3) 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求 (第5号において「訂正請求」という。) の受付に関する事。
- (4) 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求 (次号において「利用停止請求」という。) の受付に関する事。
- (5) 開示決定等 (法第82条各項の決定をいう。) 、訂正決定等 (法第93条各項の決定をいう。) 、利用停止決定等 (法第101条各項の決定をいう。) 又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受付に関する事。

大津市教育委員会告示第3号

平成26年教育委員会告示第8号 (口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について) は、廃止する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

監 査 委 員 規 程

大津市監査委員規程第1号

大津市個人情報保護法等の施行に関する監査委員規程を次のように定める。

令和5年4月1日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	津	田	穂積
同	山	本	久子
同	浅	井	貴博

大津市個人情報保護法等の施行に関する監査委員規程

大津市監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 及び大津市個人情報保護法施行条例 (令和4年条例第43号) の施行については、大津市個人情報保護法等施行細則 (令和5年規則第13号) の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(大津市個人情報保護条例の施行に関する監査委員規程の廃止)
- 2 大津市個人情報保護条例の施行に関する監査委員規程 (平成16年監査委員規程第1号) は、廃止する。

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、監査委員の権限に属する事務のうち、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に係る次の事務を市長部局の個人情報保護に関する事務を所管する所属の職員に補助執行させる。なお、平成16年監査委員告示第4号（監査委員の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）は、廃止する。

令和5年4月1日

大津市監査委員 土 屋 薫
同 津 田 穂 積
同 山 本 久 子
同 浅 井 貴 博

- (1) 法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求（第5号において「開示請求」という。）の受付に関する事。
- (2) 法第87条の規定による保有個人情報の開示の実施（送達によるものを除く。）に関する事。
- (3) 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求（第5号において「訂正請求」という。）の受付に関する事。
- (4) 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求（次号において「利用停止請求」という。）の受付に関する事。
- (5) 開示決定等（法第82条各項の決定をいう。）、訂正決定等（法第93条各項の決定をいう。）、利用停止決定等（法第101条各項の決定をいう。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受付に関する事。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

大津市選挙管理委員会規程第1号

大津市個人情報保護法等の施行に関する選挙管理委員会規程を次のように定める。

令和5年4月1日

大津市選挙管理委員会
委員長 北 井 征 暁

大津市個人情報保護法等の施行に関する選挙管理委員会規程

大津市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）の施行については、大津市個人情報保護法等施行細則（令和5年規則第13号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（大津市個人情報保護条例の施行に関する選挙管理委員会規程の廃止）
- 2 大津市個人情報保護条例の施行に関する選挙管理委員会規程（平成16年選挙管理委員会規程第1号）は、廃止する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

大津市選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、選挙管理委員会の権限に属する事務のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に係る次の事務を市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員に補助執行させる。なお、平成16年選挙管理委員会告示第74号（選挙管理委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）は、廃止する。

令和5年4月1日

大津市選挙管理委員会
委員長 北 井 征 暁

- (1) 法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求(第5号において「開示請求」という。)の受付に関する事。
- (2) 法第87条の規定による保有個人情報の開示の実施(送達によるものを除く。)に関する事。
- (3) 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求(第5号において「訂正請求」という。)の受付に関する事。
- (4) 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求(次号において「利用停止請求」という。)の受付に関する事。
- (5) 開示決定等(法第82条各項の決定をいう。)、訂正決定等(法第93条各項の決定をいう。)、利用停止決定等(法第101条各項の決定をいう。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受付に関する事。

農業委員会規則

大津市個人情報保護法等の施行に関する農業委員会規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市農業委員会

会長 横山 成治

大津市農業委員会規則第1号

大津市個人情報保護法等の施行に関する農業委員会規則

大津市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大津市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第43号)の施行については、大津市個人情報保護法等施行細則(令和5年規則第13号)の規定の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(大津市個人情報保護条例の施行に関する農業委員会規則の廃止)
- 2 大津市個人情報保護条例の施行に関する農業委員会規則(平成16年農業委員会規則第1号)は、廃止する。

農業委員会告示

大津市農業委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、農業委員会の権限に属する事務のうち、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に係る次の事務を市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員に補助執行させる。なお、平成16年農業委員会告示第13号(農業委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)は、廃止する。

令和5年4月1日

大津市農業委員会

会長 横山 成治

- (1) 法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求(第5号において「開示請求」という。)の受付に関する事。
- (2) 法第87条の規定による保有個人情報の開示の実施(送達によるものを除く。)に関する事。
- (3) 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求(第5号において「訂正請求」という。)の受付に関する事。
- (4) 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求(次号において「利用停止請求」という。)の受付に関する事。
- (5) 開示決定等(法第82条各項の決定をいう。)、訂正決定等(法第93条各項の決定をいう。)、利用停止決定等(法第101条各項の決定をいう。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受付に関する事。

固定資産評価審査委員会規程

大津市固定資産評価審査委員会規程第1号

大津市個人情報保護法等の施行に関する固定資産評価審査委員会規程を次のように定める。

令和5年4月1日

大津市固定資産評価審査委員会
委員長 小川 聡

大津市個人情報保護法等の施行に関する固定資産評価審査委員会規程

大津市固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大津市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第43号)の施行については、大津市個人情報保護法等施行細則(令和5年規則第13号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(大津市個人情報保護条例の施行に関する固定資産評価審査委員会規程の廃止)
- 大津市個人情報保護条例の施行に関する固定資産評価審査委員会規程(平成16年固定資産評価審査委員会規程第1号)は、廃止する。

固定資産評価審査委員会告示

大津市固定資産評価審査委員会告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、固定資産評価審査委員会の権限に属する事務のうち、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に係る次の事務を市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員に補助執行させる。なお、平成16年固定資産評価審査委員会告示第1号(固定資産評価審査委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)は、廃止する。

令和5年4月1日

大津市固定資産評価審査委員会
委員長 小川 聡

- 法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求(第5号において「開示請求」という。)の受付に関すること。
- 法第87条の規定による保有個人情報の開示の実施(送達によるものを除く。)に関すること。
- 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求(第5号において「訂正請求」という。)の受付に関すること。
- 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求(次号において「利用停止請求」という。)の受付に関すること。
- 開示決定等(法第82条各項の決定をいう。)、訂正決定等(法第93条各項の決定をいう。)、利用停止決定等(法第101条各項の決定をいう。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受付に関すること。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第1号

大津市議会個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

令和5年4月1日

大津市議会議長 伴 孝 昭

大津市議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市議会個人情報保護条例(令和5年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

- ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (8) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (10) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (11) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (12) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (13) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (14) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (16) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (17) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 2次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第10項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）とする。

8 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

9 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

- 10 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書に記載すべき事項等）

第9条 条例第19条第1項第3号に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求しようとする保有個人情報の開示の方法
- (2) 代理人が開示請求しようとする場合にあっては、本人の状況、本人の氏名及び本人の住所又は居所
- (3) 郵便番号及び電話番号

- 2 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）とする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示請求に対する決定の通知）

第12条 条例第24条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書 (様式第3号)
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書 (様式第4号)
- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書 (様式第5号) により行うものとする。
- (開示決定等の期限の延長の通知)
- 第13条** 条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書 (様式第6号) により行うものとする。
- (開示決定等の期限の特例の通知)
- 第14条** 条例第26条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書 (様式第7号) により行うものとする。
- (第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)
- 第15条** 条例第27条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書 (様式第8号) により行うものとする。
- 2 条例第27条第1項又は第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に係る意見書 (様式第9号) とする。
- 3 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 4 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 5 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 6 条例第27条第3項 (条例第46条において準用する場合を含む。) の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書 (様式第10号) により行うものとする。
- (電磁的記録の開示の方法)
- 第16条** 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。
- (1) 電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧又はその写しの交付
- (2) 電磁的記録を議会が保有する機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複写した物の交付
- (開示の実施の方法等の申出)
- 第17条** 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書 (様式第11号) により行うものとする。
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。
- (保有個人情報の開示の実施)
- 第18条** 条例第28条第1項の規定による保有個人情報の開示 (送付により写しを交付する場合を除く。) の実施は、開示を受ける者から提出された保有個人情報の開示の実施方法等申出書の内容を勘案して、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 前項の場合において、保有個人情報が記録された公文書を閲覧、視聴又は聴取する者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損することのないよう丁寧に取り扱いなければならない。
- 3 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者があるときは、その者に対し、職員をして、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 条例第28条第1項に規定する文書又は図画に係る写し並びに第16条各号に規定する電磁的記録に係る複写した物及び写しの交付数は、それぞれ1とする。
- (訂正請求書に記載すべき事項等)
- 第19条** 条例第32条第1項第4号に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 代理人が開示請求しようとする場合にあっては、本人の状況、本人の氏名及び本人の住所又は居所
- (2) 郵便番号及び電話番号
- 2 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書 (様式第12号) とする。
- (訂正請求に対する決定の通知)
- 第20条** 条例第34条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書 (様式第13号) により行うものと

する。

- 2 条例第34条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の延長の通知）

- 第21条** 条例第35条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例の通知）

- 第22条** 条例第36条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

（保有個人情報の提供先への訂正決定の通知）

- 第23条** 条例第37条の規定による通知は、提供先保有個人情報訂正決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（利用停止請求書に記載すべき事項等）

- 第24条** 条例第39条第1項第4号に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代理人が開示請求しようとする場合にあつては、本人の状況、本人の氏名及び本人の住所又は居所
- (2) 郵便番号及び電話番号

- 2 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第18号）とする。

（利用停止請求に対する決定の通知）

- 第25条** 条例第41条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第19号）により行うものとする。

- 2 条例第41条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の延長の通知）

- 第26条** 条例第42条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第21号）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例の通知）

- 第27条** 条例第43条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第22号）により行うものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

- 第28条** 条例第45条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第23号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「大津市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会議長告示第1号）の施行後遅滞なく」とする。

（大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規程の廃止）

- 3 大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規程（平成27年議会議長告示第5号）は、廃止する。

様式第1号 (第8条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第1号	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第2号
	条例第17条第2項第3号に該当する個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

様式第2号 (第9条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

大津市議会議長

住所 (居所) 〒 -

氏名

電話番号 - -

大津市議会個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容 (保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)	
2 希望する開示の実施方法等 (窓口における開示の実施を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。)	<input type="checkbox"/> 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () <実施の希望日> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。
3 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
4 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合は、上記の書類を複写機により複写したものに加えて住民票の写し等を添付してください。
5 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
6 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
7 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 職員記入欄

担当課受付印	窓口受付印	收受番号	收受年月日
		号	年 月 日

様式第3号 (第12条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、大津市議会個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示する保有個人情報の利用目的	
3 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
4 開示の実施の方法等	<p>(1) 窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間 年 月 日から 年 月 日まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日又は12月29日から同月31日までを除く。) 時間 場所 (注) 開示の実施方法等の申出の際には、この期間及び時間のうちから希望する日時を選択してください。</p> <p>(2) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用</p>
5 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

様式第4号 (第12条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、大津市議会個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 不開示とした部分とその理由	
3 開示する保有個人情報の利用目的	
4 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
5 開示の実施の方法等	(1) 窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間 年 月 日から 年 月 日まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日又は12月29日から同月31日までを除く。) 時間 場所 (注) 開示の実施方法等の申出の際には、この期間及び時間のうちから希望する日時を選択してください。 (2) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用
6 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市議会議長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第5号 (第12条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、大津市議会個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしない理由	
3 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
4 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号 (第13条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、大津市議会個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課等	課 電話番号 — —
備考	

様式第7号 (第14条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、大津市議会個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
4 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
5 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

様式第 8 号 (第15条関係)

保有個人情報の開示請求に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



大津市議会個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりあなたに関する情報が含まれた保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、同条例第27条

第 1 項
第 2 項

 の規定により意見の照会を行いますので、当該保有個人情報を開示することについて意見がある場合は、提出期限内に別紙「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を提出してください。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報開示請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 (条例第27条第2項の規定により意見照会を行う場合) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由	
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
5 意見書の提出期限	年 月 日
6 意見書の提出先及び問合せ先	〒 ー 所在地 課 電話番号 ー ー
備 考	

様式第9号 (第15条関係)

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

(宛先)

大津市議会議長

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

〒 -

氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称並びに代表者の職名及び氏名)

電話番号 (- -)

年 月 日付け 第 号で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

<p>1 開示請求に係る保有個人情報の名称等</p>	
<p>2 開示に関する意見</p>	<p>(1、2のうち該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)</p> <p>1 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p>2 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障 (不利益) がある部分</p> <p>(2) その理由</p>

(注) 意見の内容を裏付ける資料がある場合は必要に応じて当該資料又はその写しを添付し、この様式に意見を書ききれない場合は別紙に記載して添付してください。

様式第10号 (第15条関係)

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで照会しましたあなたに関する情報が含まれている保有個人情報を開示決定しましたので、大津市議会個人情報保護条例（第27条第3項
第46条において準用する第27条第3項）の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示するあなたに関する情報の内容	
3 開 示 の 理 由	
4 開 示 決 定 年 月 日	年 月 日
5 開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
6 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第11号 (第17条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

大津市議会議長

住所 (居所) 〒 -

氏名

電話番号 - -

大津市議会個人情報保護条例第28条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号

日 付 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	
<input type="checkbox"/> 複写したものの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	

3 開示の実施を希望する日時 (窓口における開示の実施を希望する場合)

年 月 日 (午前・午後) 時 分

(注) 同封の保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書に記載した期間内の午前9時から午後5時までの間で、希望する日時を記載してください。

4 「写しの送付」の希望の有無

有 無

様式第12号 (第19条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

大津市議会議長

住所 (居所) 〒 -

氏名

電話番号 - -

大津市議会個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 訂正請求に係る保有個人情報の内容 (保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)	
3 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
4 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
5 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合は、上記の書類を複写機により複写したものに加えて住民票の写し等を添付してください。
6 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
7 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 職員記入欄

担当課受付印	窓口受付印	收受番号	收受年月日
		号	年 月 日

様式第13号 (第20条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、大津市議会個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
4 訂正決定の内容及びその理由	(訂正内容) (訂正理由)
5 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第14号 (第20条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、大津市議会個人情報保護条例第34条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 訂正をしない理由	
4 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第15号 (第21条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、大津市議会個人情報保護条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課等	電話番号 — — 課
備考	

様式第16号 (第22条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、大津市議会個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報訂正請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 条例第36条第1項の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
4 訂正決定等をする期限	年 月 日
5 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

様式第17号 (第23条関係)

提供先保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



(市長等) に提供している保有個人情報については、大津市議会個人情報保護条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、次のとおり通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
3 訂 正 請 求 の 趣 旨	
4 訂正決定の内容及びその理由	(訂正内容) (訂正理由)
5 担 当 課 等	電話番号 — — 課
備 考	

様式第18号 (第24条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

大津市議会議長

住所 (居所) 〒 —

氏名

電話番号 — —

大津市議会個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 (保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)	
3 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)
4 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
5 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合は、上記の書類を複写機により複写したものに加えて住民票の写し等を添付してください。
6 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
7 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 職員記入欄

担当課受付印	窓口受付印	収受番号	収受年月日
		号	年 月 日

様式第19号 (第25条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、大津市議会個人情報保護条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 保有個人情報利用停止請求書の の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
4 利用停止の内容及びその理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
5 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第20号 (第25条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、大津市議会個人情報保護条例第41条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報利用停止請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 利用停止をしない理由	
4 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第21号 (第26条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、大津市議会個人情報保護条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報利用停止請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課等	課 電話番号 — —
備考	

様式第22号 (第27条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、大津市議会個人情報保護条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期限を延長しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 保有個人情報利用停止請求書の收受年月日及び收受番号	年 月 日 收受番号 号
3 条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
4 利用停止決定等をする期限	年 月 日
5 担 当 課 等	課 電話番号 — —
備 考	

様式第23号 (第28条関係)

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

大津市議会議長



年 月 日付けの審査請求について、次のとおり大津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、大津市議会個人情報保護条例第45条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等	
3 審査請求日等	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問をした年月日	年 月 日
5 担当課等	課 電話番号 — —
備考	

大津市議会議長告示第2号

大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市議会個人情報保護条例（令和5年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員を議会局職員に充て、当該事務を処理させる。なお、平成16年議会議長告示第1号（市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会局職員に充てることについては、廃止する。

令和5年4月1日

大津市議会議長 伴 孝 昭

- (1) 条例第18条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求（第5号において「開示請求」という。）の受付に関する事。
- (2) 条例第28条の規定による保有個人情報の開示の実施（送達によるものを除く。）に関する事。
- (3) 条例第31条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求（第5号において「訂正請求」という。）の受付に関する事。
- (4) 条例第38条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求（次号において「利用停止請求」という。）の受付に関する事。
- (5) 開示決定等（条例第24条各項の決定をいう。）、訂正決定等（条例第34条各項の決定をいう。）、利用停止決定等（条例第41条各項の決定をいう。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受付に関する事。